

## 岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会（以下「市議会」という。）を広く市民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う市議会の議会動画のインターネット配信（以下「配信」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会動画 開催中の市議会を撮影し、映像及び音声を記録したものをいう。
- (2) ライブ配信 議会動画を撮影と同時に配信することをいう。
- (3) 録画配信 ライブ配信した議会動画を編集した後に配信することをいう。

### (配信の対象)

第3条 ライブ配信の対象は本会議とし、録画配信の対象は本会議及び常任委員会（以下「本会議等」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条第1項ただし書及び岩倉市議会委員会条例（昭和47年岩倉市条例第18号）第17条第1項の規定により秘密会とされた会議は、配信を行わない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する発言等の議会動画は、配信を行わない。

- (1) 市議会の品位を保つために、公開が不適切であると議長が認めた映像及び音声
- (2) 岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第63条に規定する発言の取消しに係る映像及び音声
- (3) その他議長が必要と認めた映像及び音声

### (配信期間)

第4条 ライブ配信した議会動画は、当該本会議等の録画配信が公開されるまでの間、公開するものとする。

2 録画配信は、原則として本会議等のあった日から起算して7日以内（岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日は、含まない。）に公開するものとする。

3 録画配信の配信期間は、原則として当該本会議等が終了した日からおおむね5年間とする。

### (撮影方法等)

第5条 本会議の映像は、原則として発言者を撮影する。ただし、表決については、議員全景を撮影する。

2 常任委員会の映像は、原則として委員全景を撮影する。

3 議会事務局は、傍聴者及び意見陳述人に対し、撮影される旨を事前に周知するものとする。

(配信の中止)

第6条 議長は、不測の事態、事故その他のやむを得ない事情があると認めるときは、配信を中止することができる。

(著作権の帰属)

第7条 議会動画の配信に係る著作権は、市議会に帰属する。

(議会動画の位置付け)

第8条 議会動画は、地方自治法第123条第1項に規定する会議録として取り扱わないものとする。

(庶務)

第9条 議会動画の配信に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。